

チームB 最終発表 『犬税法』

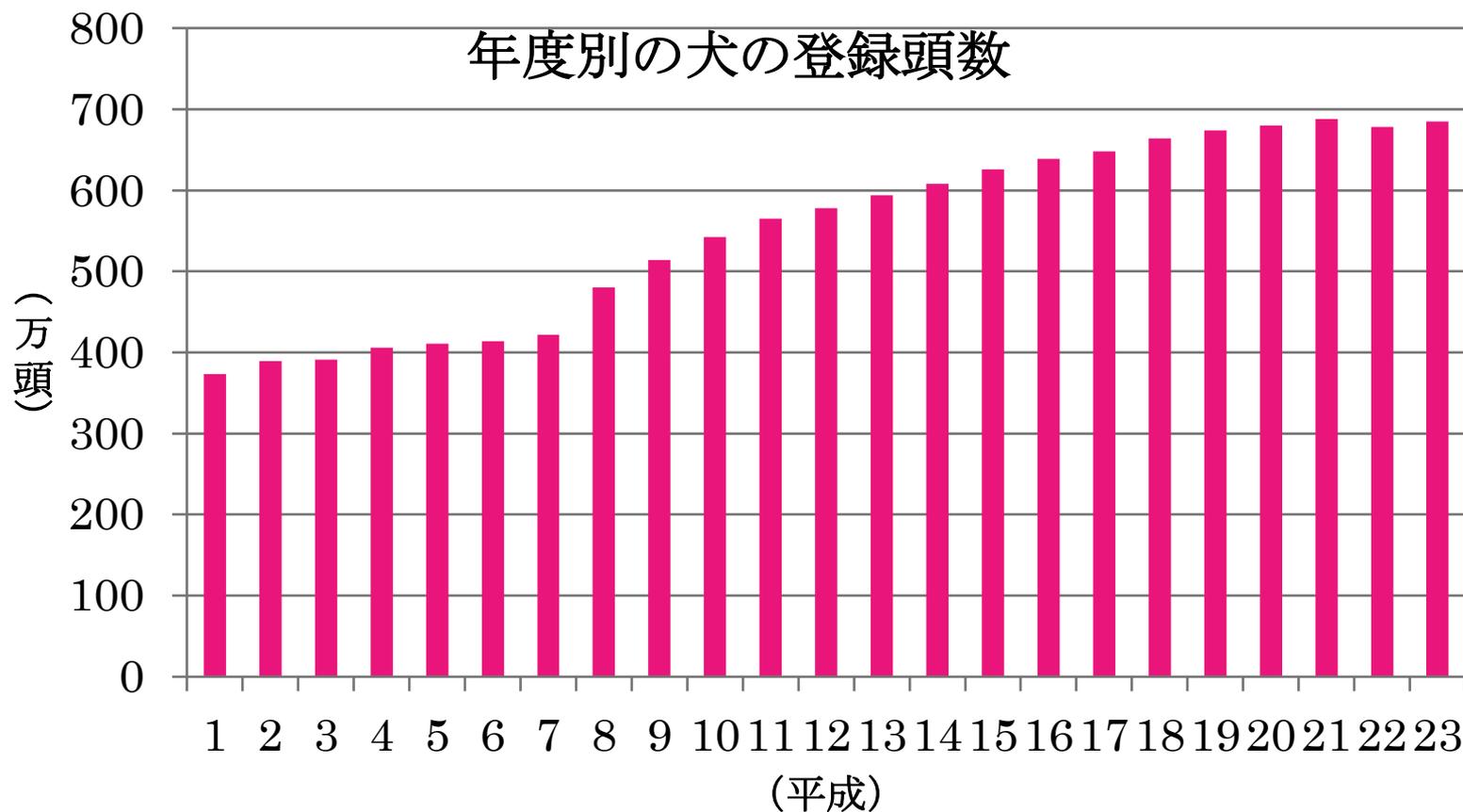
PM12E005 小原 一喜
PM12G008 高嶋 直人

コンテンツ

1. 問題意識・背景
2. 立法の趣旨及び目的
3. 法案骨子
4. 課税要件
5. 免税規定
6. 徴収
7. 罰則

1. 問題意識・背景(1)

- 犬の登録頭数が年々増加



出典:厚生労働省「犬の登録頭数と予防注射頭数等の年次別推移」より筆者作成

1. 問題意識・背景(2)

- 犬が人間社会に与える影響の増大

—市役所に寄せられる犬の苦情は...増加に転じております。
...特に「糞の不始末」に関する苦情が多いです。

岐阜県中津川市役所

—飼い犬数の増加に伴って犬の飼い方についての苦情...
も年毎に増加している。...散歩時における飼い主のマナーに関するトラブルが多い。

東京都中央区保健所

1. 問題意識・背景(3)

○ 厳しさを増す動物保護施設の維持・運営

— 現在ある自治体の収容施設のうち、多くが老朽施設であり、保管場所についても狭溢な場合が多い。

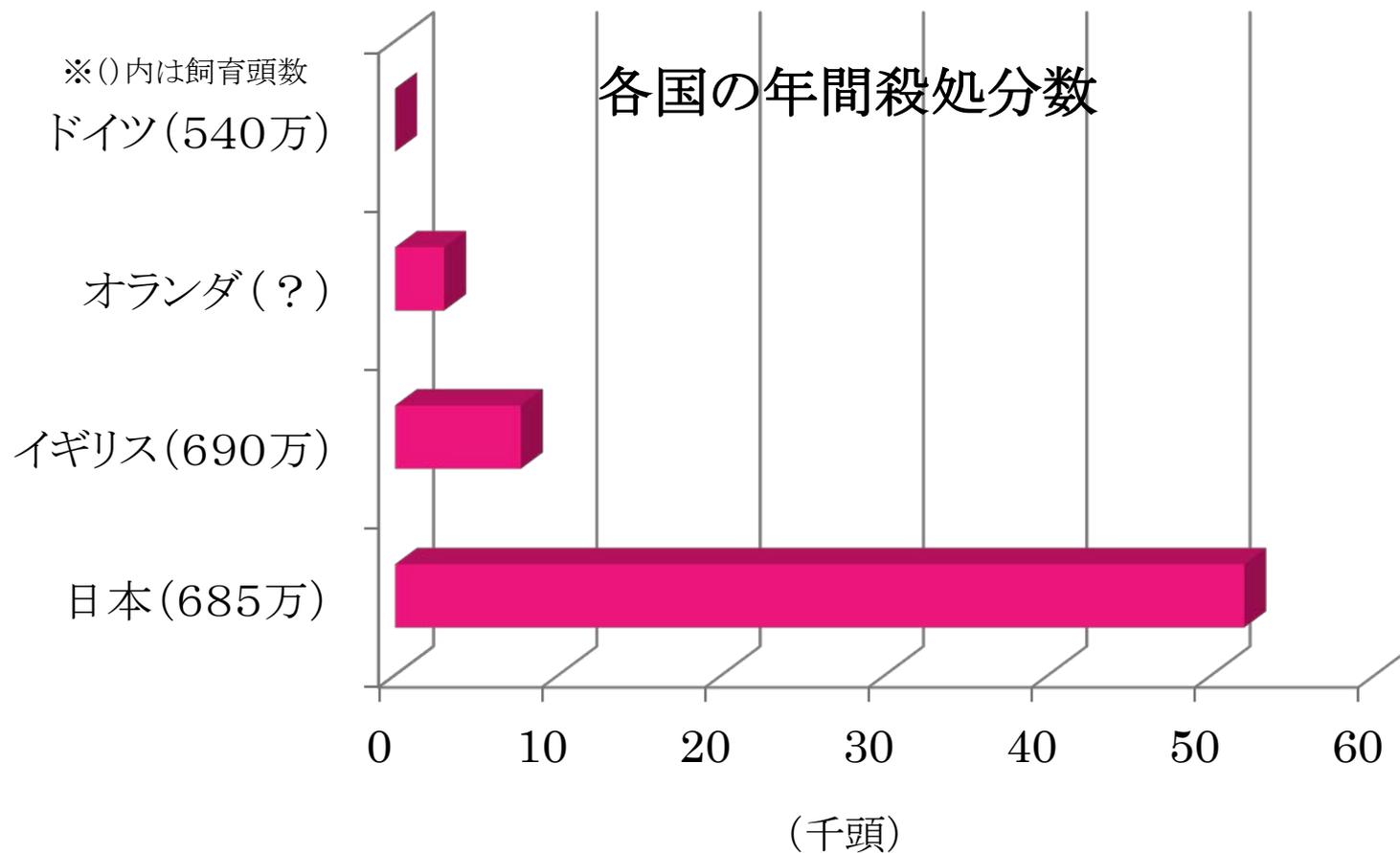
環境省(平成23年度概算要求文書より)



福井県・大野保健所
(2005年、ALIVE福井提供)

1. 問題意識・背景(4)

○ 殺処分となる犬の多さ



2. 立法の趣旨及び目的(1)

課税により、

- 犬の購入・保有を野放しにせず、間接的に制限することで、飼い主に責任感やモラルを植え付ける
- 税収を動物保護施設や糞の清掃費などに充て、犬及び人の福祉を向上させる

2. 立法の趣旨及び目的(2)

- 犬だけに課税する理由

犬の特性・危険性

①生活空間が人間と重なる

(人間に危害を加える事故を起こした動物の99.5%が犬)

②狂犬病を媒介する

3. 法案骨子

○ 章構成

1. 総則
2. 課税標準及び税額
3. 免税
4. 徴収
5. 罰則

○ 参考法

たばこ税法、地方税法、狂犬病予防法

4. 課税要件(1)

- 課税対象

ペット犬の特定占有

- ペット犬 = 動物愛護管理法44条4項1号が規定するものうち人の特定占有を受けた犬
- 特定占有 = 最低限3カ月世話をし、宿泊させ、又は訓練のために保有すること

- 納税義務者

ペット犬の特定占有者

- 課税標準

会計年度の1月1日に特定占有を受けている生後3カ月以上の全てのペット犬の頭数

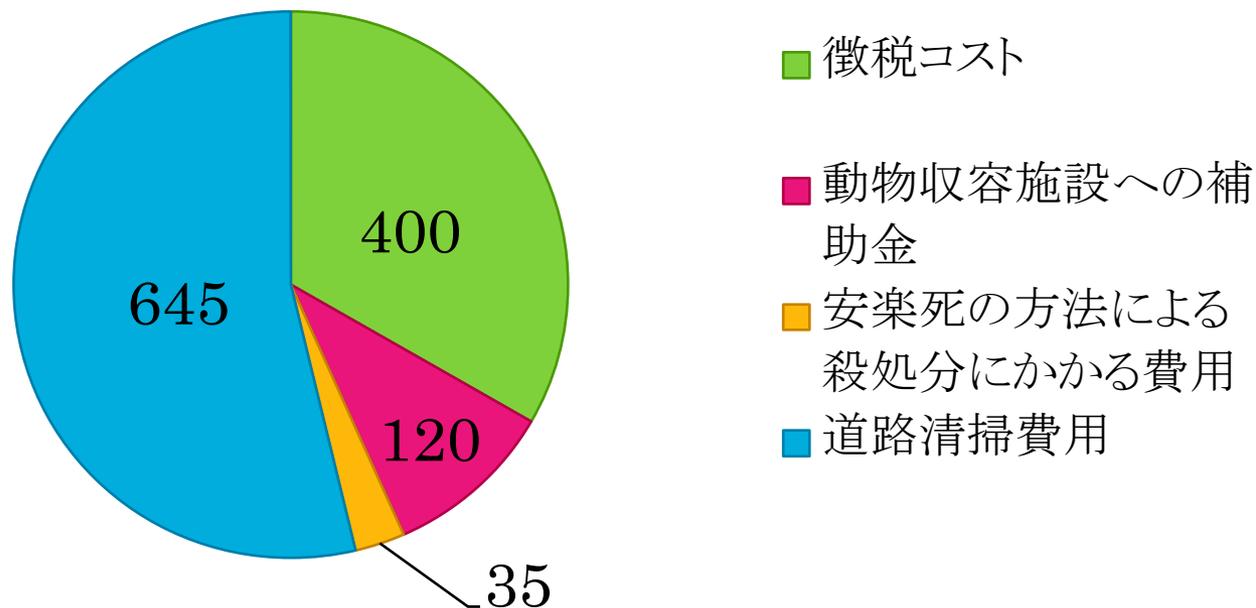
4. 課税要件(2)

○ 課税額

1頭当たり1,200円を徴収する

ただし、初回の納付のみマイクロチップの導入費用として5,000円を追加徴収

内訳



5. 免税規定

○ 以下のペット犬は、免税対象とする

- ・身体障害者補助犬法に規定される盲導犬、介助犬及び聴導犬
- ・特別な訓練を受けた犬であり、その扶養が公費で賄われるもの
- ・生きた動物に対する学問上の実験を行うことの許可が与えられている研究所または実験室において学問的目的のために保有される犬
- ・動物保護の理由から一時的に動物収容施設及び類似施設に収容されている犬
- ・犬飼育及び動物販売業者が営利目的で飼育する犬
- ・公共の目的で保有される犬で環境省令で定めるもの

6. 徴収

○ 申告規定＝狂犬病予防法と連動

〈ペット犬の所有の申告〉

ペット犬の所有者は、当該犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に、環境省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請

〈所有の終了の申告〉

犬が死亡したとき、犬の所在地その他環境省令で定める事項を変更したとき、所有者の変更があったときは、30日以内に、環境省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出

○ 徴収の方法

犬税の徴収は、普通徴収の方法による

<参考>狂犬病予防法第4条

第4条

犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。但し、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りではない。

- 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生省令で定める事項を変更したときは、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更あつたときは、新所有者は、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

7. 罰則

○ 第11、12条

①1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金

- ・偽りその他不正の行為により犬税を免れ、又は免れようとした者
- ・第9条第1項の規定に違反して、ペット犬についての届け出をしなかった者

②30万円以下の罰金

- ・第9条第1項の規定による申告をその期限までに申告せず、または偽りの申告をした者
- ・第9条第4項の規定による届け出をしなかった者

○犬税法

法案

目次

第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 課税標準および税額（第六条～第七条）
第三章 免税（第八条）
第四章 徴収（第九条～第十条）
第五章 罰則（第十一条～第十二条）
附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、犬税の課税物件、納税義務者、課税標準、税額、免税、徴収の手続その他犬税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定占有 最低限三カ月世話をし、宿泊させ、又は訓練のために保有することをいう。
- 二 ペット犬 動物愛護管理法第四十四条第四項第一号が定める犬のうち、人の特定占有を受ける犬のことをいう。
- 三 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって犬税を徴収することをいう。

（課税物件）

第三条 ペット犬の特定占有には、この法律により、犬税を課する。

（納税義務者）

第四条 ペット犬の特定占有者は、当該犬の特定占有につき、犬税を納める義務がある。

参考法 たばこ税法

目次（略）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、たばこ税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他たばこ税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

（定義及び製造たばこの区分）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一～二（略）
- 2（略）

（課税物件）

第三条 製造たばこには、この法律により、たばこ税を課する。

（納税義務者）

第四条 製造たばこの製造者は、その製造場から移出した製造たばこにつき、たばこ税を納める義務がある。

(納税地)

第五条 犬税の納税地は、当該ペット犬の所在地を管轄する市町村とする。

第二章 課税標準及び税額

(課税標準)

第六条 犬税の課税標準は、会計年度の一月一日に特定占有を受けている生後三カ月以上の全てのペット犬の頭数とする。

(税額)

第七条 犬税の税額は、一頭につき千二百円とする。ただし、初めての納付のときには追加で五千円を納めるものとする。

第三章 免税

(免税の対象となるペット犬)

第八条 次の各号に掲げるペット犬については、犬税を免除する。

- 一 身体障害者補助犬法に規定される盲導犬、介助犬、及び聴導犬。
- 二 特別な訓練を受けた犬であり、その扶養が公費で賄われるもの。
- 三 生きた動物に対する学問上の実験を行うことの許可が与えられている研究所または実験室において学問的目的のために保有される犬。
- 四 動物保護の理由から一時的に動物収容施設及び類似施設に収容されている犬。
- 五 犬飼育及び動物販売業者が営利目的で飼育する犬。
- 六 公共の目的で保有される犬で環境省令で定めるもの。

(納税地)

第九条 たばこ税の納税地は、製造場から移出された製造たばこに係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる製造たばこに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第十条 たばこ税の課税標準は、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数とする。

2・3 (略)

(税率)

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき五千三百二十円とする。

2 (略)

第三章 免税及び税額控除等 (略)

第四章 徴収

(ペット犬の所有の申告)

第九条 ペット犬の所有者は、当該犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、環境省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。

二 第九条第一項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他環境省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、環境省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。

三 第九条第一項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、環境省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

四 第八条の規定による犬税の免除を受けようとする場合には、第九条第一項の規定による登録においてその旨を申告しなければならない。

(犬税の徴収の方法)

第十条 犬税の徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

第五章 罰則

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により犬税を免れ、又は免れようとした者

二 第九条第一項の規定に違反して、ペット犬についての届け出をしなかった者

第四章 申告及び納付等(略)

第五章 雑則(略)

第六章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりたばこ税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項の規定による申告をその期限までに申告せず、または偽りの申告をした者
- 二 第九条第四項の規定による申告をしなかつた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成〇年△月□日から施行する。

を含む。)又は第十六条第四項若しくは第五項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該たばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第七項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

二 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第十八条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十四条の規定による申告をせず、又は偽つた者

五 第二十五条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六 (略)

第三十条 (略)